

かわにし新時代へ

訪問型支えあい活動 ガイドブック

～訪問型支えあい活動支援事業～



川西市福祉部介護保険課
2025年(令和7年)5月版

目次

訪問型支えあい活動支援事業	1
（１）訪問型支えあい活動とは	1
（２）支援事業の目的	1
（３）補助対象となる活動とは	2
（４）補助対象となる経費とは	3
（５）活動件数とは	4
（６）交付申請の流れ	5
①チェックシートの確認	6
②交付申請書等の記入 添付資料の準備	7
交付申請に必要な書類等	8
（７）交付申請書様式（見本）	9
訪問型支えあい活動支援事業 移動支援編	16
①移動支援の目的	17
②車両を使用した移動支援への補助	18
③許可・登録を必要としない移動支援について	19
（１）生活支援としての移動支援	19
（２）目的地までの移動支援	20
（３）実費とは	21
（４）移動支援の支援の立ち上げ	22
（５）保険	23
参考資料	25

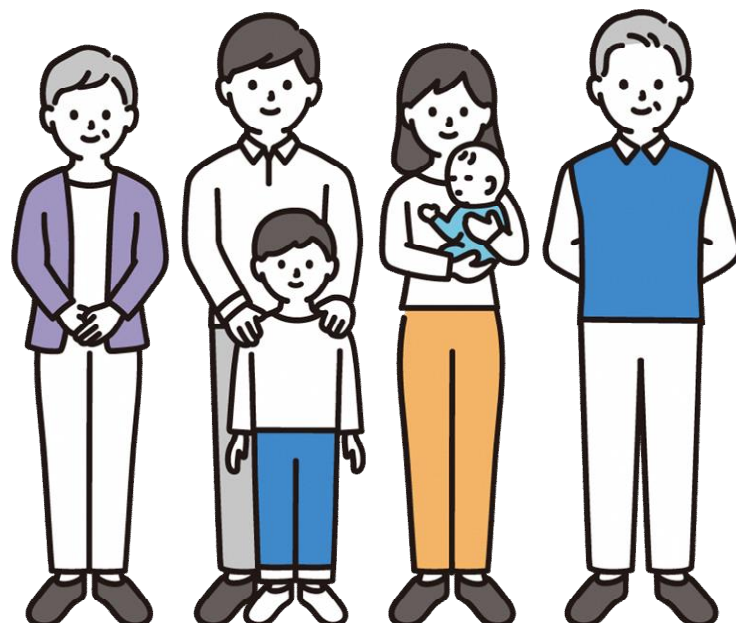
(1) 訪問型支えあい活動とは

誰もが自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けるため、日常生活のちょっとした困りごとを地域住民が主体となって、ごみ捨て・買い物・庭木の手入れなどの困りごとの手助けを行う活動です。

本市で行われているこの活動は、住民間のつながりを深め、互いに見守り、支え合い、また、地域活動と地域包括支援センター・市社会福祉協議会がつながることで、誰もが暮らしやすい地域づくりに役立っています。

(2) 支援事業の目的

誰もが自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けるため、高齢者等の自立した生活環境の維持、活動者自らの介護予防の促進、住民主体による自助・互助の充実を図ることを目的に、地域の実情に応じて、住民主体で実施している「訪問型支えあい活動」を行う団体に対し活動に要する経費の一部を市が予算の範囲内で補助し、地域で行われる「訪問型支えあい活動」の継続と発展につなげます。

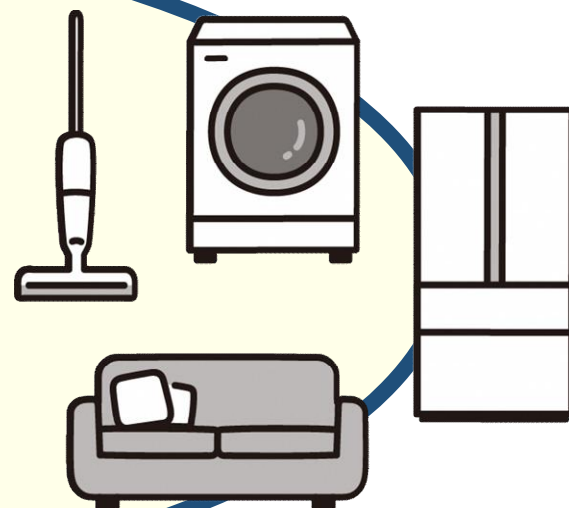


(3) 補助対象となる活動とは

日常生活上の困りごとに対する多様な生活援助を広く対象とします。

屋内

- ・掃除
- ・電球交換
- ・軽修理
- ・傾聴(話し相手)
- ・家具移動 など



- ・掃除
- ・庭の手入れ(草抜き等)
- ・軽修理
- ・ゴミ出し など

屋外



外出

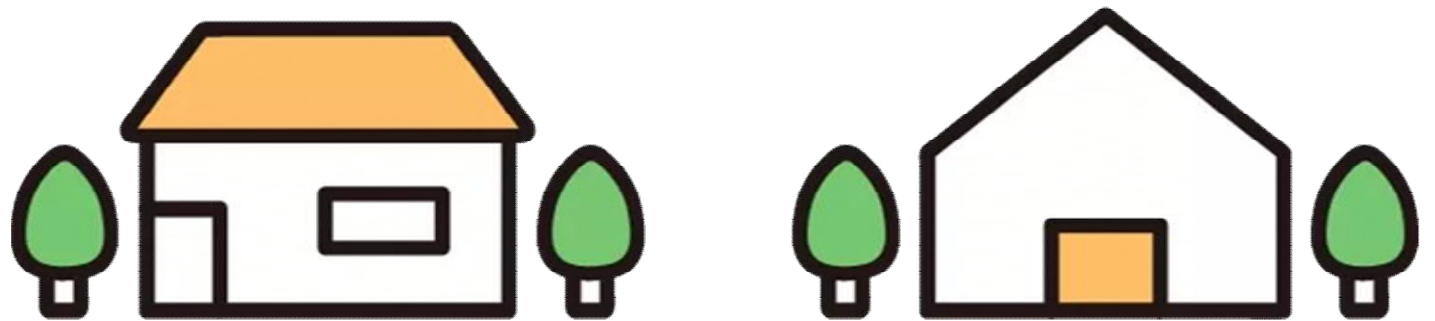
- ・徒歩や公共交通機関での
お出かけ支援
(買い物、通院、通いの場等)



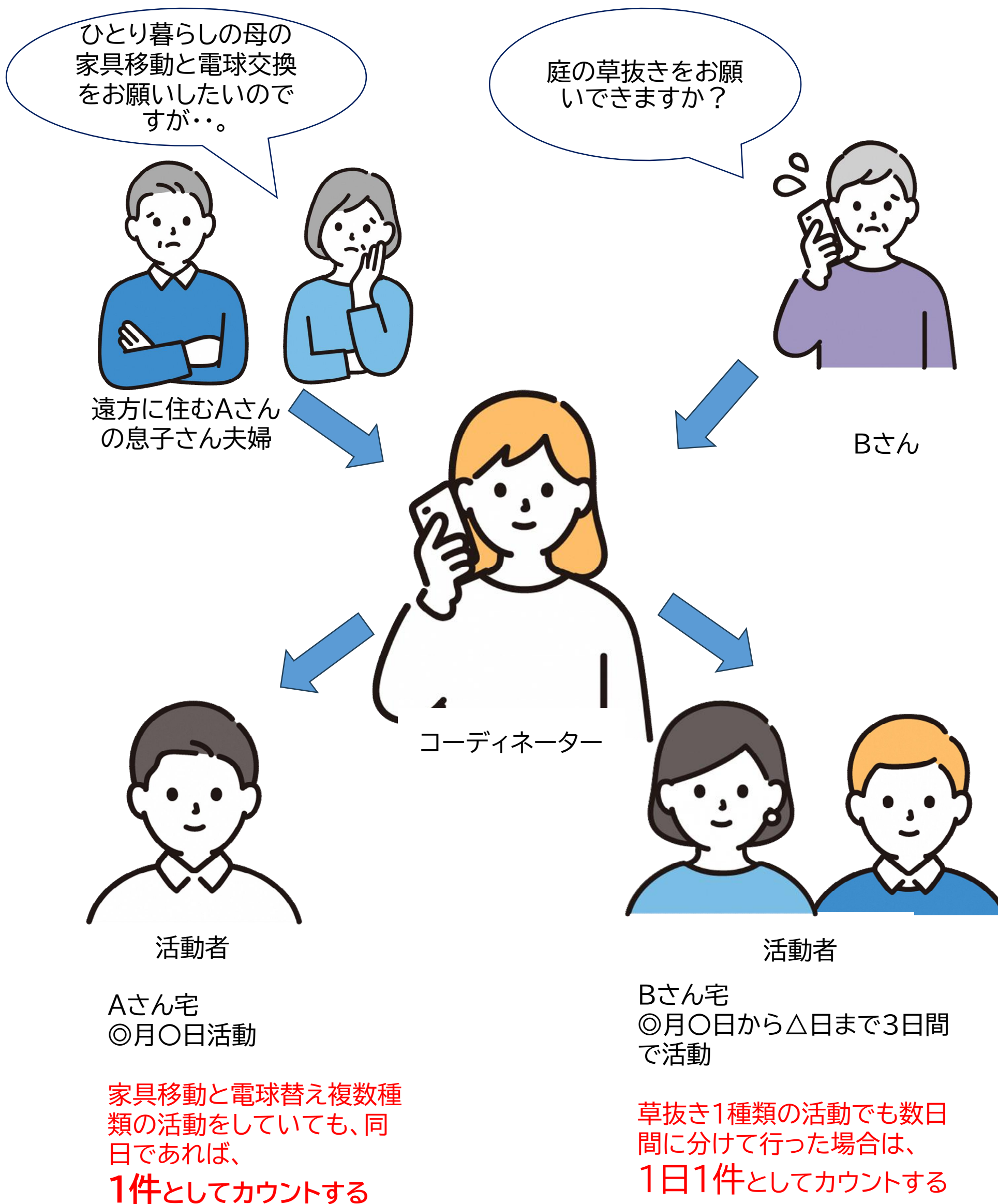
（４）補助対象となる経費とは

住民主体の訪問型支えあい活動に要する経費の一部を市が予算の範囲内で補助します。

補助対象経費	1年度における活動件数	補助上限額	備 考
○生活支援に係る経費 ・窓口やコーディネート業務に係る人件費 ・通信費 ・消耗品費 ・広報費 ・保険料 (訪問型支えあい活動に係る損害保険に限る。)	20件以上	40,000円	
	150件以上	80,000円	



(5) 活動件数とは



(6) 交付申請の流れ

補助金の交付には、交付申請と活動報告の提出が必要です。
下記の順序を参考に交付申請を行ってください。

① ☒チェックシートの確認



※ 交付申請のためのチェックシートで対象団体か、確認します。

② 申請書類・添付資料の準備 (P8)

※ 交付申請には、「概算払い」「確定払い」2種類の申請方法があります。

③ 交付申請 (P9)



※ ①補助金等交付申請書に記入し、地区担当の生活支援コーディネーター、もしくは、介護保険課までご提出ください。

④ 交付の可否決定 (P14)

※ 介護保険課より、(a)補助金等交付(不交付)決定通知書を送付します。

⑤ 交付請求・振込口座 (P10・P11)



※ ②補助金等交付請求書・③口座振込依頼書に記入し、地区担当の生活支援コーディネーター、もしくは、介護保険課までご提出ください。

⑥ 実績報告(P12)



- ※ ④補助事業等実績報告書に記入し、収支決算書・実施結果及び成果のわかる明細書と、地区担当の生活支援コーディネーター、もしくは、介護保険課までご提出ください。
- ※ 活動実績内容や会計報告の書式の指定はありませんが、報告項目の指定があります。



交付申請のためのチェックシート

- ☐ 市内で地域住民が主体となって実施する活動です
- ☐ 日常生活において困難が生じている方のための活動です
- ☐ 活動者が5人以上です
- ☐ 政治活動又は宗教活動を目的とする団体ではありません
- ☐ 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が活動者として参加している団体ではありません
- ☐ 本事業の申請に必要な書類を提出できます
- ☐ 国、県、市その他公共団体の補助制度により、補助を受けている経費は、本事業の支援対象経費として申請していません
- ☐ 市が行う「川西市生活支援サポーター養成研修」を受講し、団体が活動者へ修了するよう推奨します



② 交付申請書等の記入 添付資料の準備

※いずれかの申請方法を選択してください。

	 概算払い 	 確定払い 
概要	前年度の活動件数などをもとに当年度の活動件数を想定し、金額が確定する前に交付申請を行う方法です。	当年度の活動件数(実績)に基づき交付申請する方法です。
交付申請 及び支払の タイミング	年度内であればいつでも交付申請が行え、請求後1ヶ月程度で補助金が交付(指定口座へ振込)されます。	3月31日に確定させ、4月20日までに交付申請と実績報告を同時に行います。決定通知が届き次第、1週間以内に請求書を市へ提出してください。請求後1ヶ月程度で補助金が交付(指定口座へ振込)されます。 【注意】4月1日以降の振込のため、団体の会計基準によっては年度をまたぐ可能性があります。
精算について	翌年4月1日から20日までに実際の実績報告書や会計報告書を提出し、精算します。	不要
必要書類	<申請時> ✓ 交付申請書 ✓ 活動者名簿 <精算時> ✓ 実績報告書(活動内容、件数等がわかるもの) ✓ 収支報告書(交付された補助金、支出経費の費目と金額がわかるもの)	✓ 交付申請書 ✓ 活動者名簿 ✓ 実績報告書(活動内容、件数等がわかるもの) ✓ 収支報告書(交付された補助金、支出経費の費目と金額がわかるもの)



交付申請に必要な書類



① 「補助金等交付申請書」(様式第1号)

② 「補助金等交付請求書」(様式第6号)

③ 「口座振込依頼書」

④ 「補助金等実績報告書」(様式第4号)

- ・活動実績内容

 - 利用者数、活動種類別活動件数

- ・収支報告書

 - 団体収支決算書、補助対象経費の内訳

※上記が記載されていれば、書式は問いません。

⑤ (必要な場合)

「補助事業等変更・中止・廃止申請書」(様式第3号)

市が団体へ提出する書類

(a) 「補助金等交付決定通知書」
(様式第2号)

(b) 「補助金等確定通知書」
(様式第5号)



(7) 交付申請書様式

1

見本

① 様式第1号（第5条関係）

補助金等交付申請書

令和〇 年 〇 月 〇 日

川西市長

申請者の住所又は所在地 川西市中央町12番1号

申請者 〇〇団体 川西 太郎
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

補助金等の交付を受けたいので川西市訪問型支えあい活動支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

補助金等の名称	川西市訪問型支えあい活動支援事業補助金
補助金事業等の目的及び内容	・ 地域住民による訪問型支えあい活動の継続と発展 ・ 日常生活上の困り事に対する多様な生活援助
補助事業等の効果	活動の継続と発展
交付申請額	活動状況に応じた申請金額を記入 円
補助金概算払いの希望	☐ 有 ☐ 無
添付書類	(1)活動者名簿 (2)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第6号

補助金等交付請求書

令和〇年 〇 月 〇 日

川西市長

申請者の住所又は所在地 川西市中央町1 2 番1 号

申請者 〇〇団体 川西 太郎
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

川西市補助金等交付規則第17条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金等の名称	川西市訪問型支えあい活動支援事業 補助金
交付決定額①	円
既交付済額②	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回交付請求額③	円
未交付額①－②－③	円

＜活動団体への振込見本＞

口座振込依頼書

氏名・住所は提出様式
に合わせていただく

川西市長 あて

住 所 川西市中央町〇番〇号

氏 名 代表 川西 太郎 ⑩

電話番号 0 7 2 - 0 0 0 - 0 0 0

令和6年度川西市訪問型支えあい活動支援事業補助金については、以下の口座へ振り込みされるよう依頼します。

					銀行支店コード		0	0	0	9	3	5	6
金融機関名	〇〇銀行 川西支店												
預 金 種 目	普通					口座番号	1	0	0	0	0	0	0
フ リ ガ ナ	カワニシダンタイ カワニシ ハナコ												
口 座 名 義	川西団体 川西 花子												

※口座名義人と債権者が同一でない場合は、下記の委任状にご記入、ご捺印をお願いします。

委 任 状

上記の受領については、代理人 川西団体 川西 花子 に委任します。

令和 年 月 日 委任者 川西 太郎 ⑩

それぞれの名称（氏名）について
申請者名＝決定通知先名称＝請求者＝口座名義人＝実績報告者名となるか確認ください。

様式第4号

補助事業等実績報告書

令和〇 年 〇 月 〇 日

川西市長

申請者の住所又は所在地 **川西市中央町1 2 番1 号**

申請者 **〇〇団体 川西 太郎**
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

川西市補助金等交付規則第14条の規定により、補助事業等の実績を次のとおり報告します。

補助金等の名称	川西市訪問型支えあい活動支援事業 補助金
事業完了年月日	令和〇年3月31日
交付決定額	円
既交付額	円
補助事業等の実施結果	・ 別紙
補助事業等の成果	・ 別紙
添付書類	(1)収支決算書 (参考様式第1号) (2)実施結果及び成果のわかる明細書 (参考様式第2号) (3)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

概算払いの場合は
交付した金額を記入

車両を使用した移動支援の
申請には、利用者数以外に
利用者の
・ 年齢
・ 介護度 が必要です。

様式第3号

補助事業等変更・中止・廃止申請書

令和〇 年 〇 月 〇 日

川西市長

申請者の住所又は所在地 川西市中央町1 2 番1 号

申請者 〇〇団体 川西 太郎
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

補助事業等を変更・中止・廃止したいので 川西市補助金等交付規則第1 0 条の規定により、
次のとおり申請します。

補助金等の名称	川西市訪問型支えあい活動支援事業 補助金
変更・中止・廃止の理由	(例) 活動件数が変わったため、変更します
(変更の場合は、その内容)	(変更前) 円
	(変更後) 円
変更・中止・廃止年月日	令和〇 年 〇 月 〇 日
添付書類	

「変更」の場合は、実績報告書等が必要

(a)

見本

様式第2号（第6条関係）

補助金等交付（不交付）決定通知書

年 月 日

〇〇団体 川西 太郎 様

川西市長

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について、次のとおり決定したので、川西市訪問型支えあい活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助金等の名称	川西市訪問型支えあい活動支援事業補助金
交付決定金額	円
補助金等の交付の申請に係る事項について、修正を加えた場合は、その内容及び理由 (不交付の理由)	
交付の条件	

様式第5号

補助金等確定通知書

年 月 日

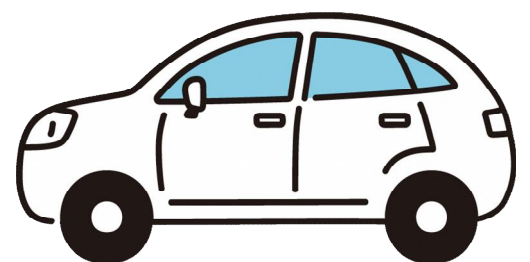
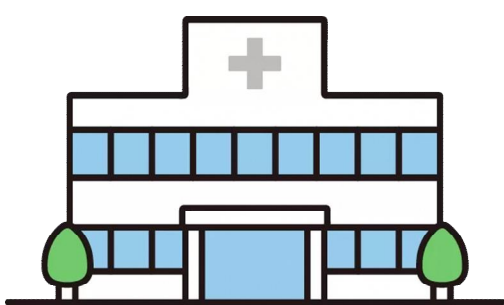
〇〇団体 川西 太郎 様

川西市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等について、次のとおり補助金等を
確定したので、川西市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補助金等の名称	川西市訪問型支えあい活動支援事業補助金
交付確定額①	円
交付決定額②	円
差引額①－②	円

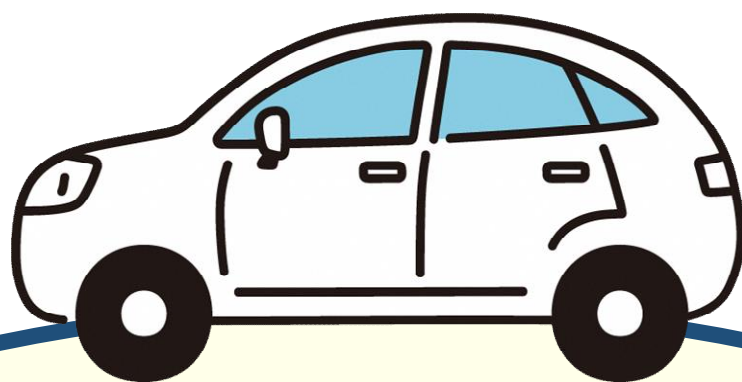
訪問型支えあい活動支援事業 移動支援編



1

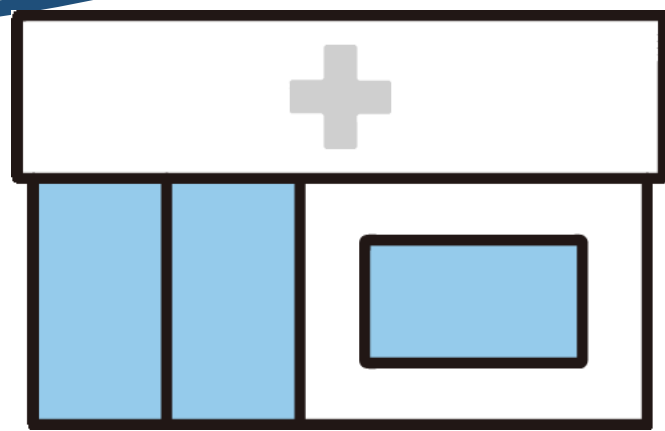
移動支援の目的

自動車の運転や徒歩による移動が困難になり、日常生活に必要な通院、買い物などへの移動支援が必要な高齢者を支えるとともに社会参加を促し、健康維持、介護度の重度化防止等の介護予防につなげる活動です。



・車両を使用した移動支援
(買い物、通院、通いの場等)

※原則として地域内での移動



「生活支援」と「車両を使用した移動支援」の活動件数に応じて、それぞれ補助対象経費の一部について市が予算の範囲内で補助します。

なお、「生活支援」の活動件数は、「生活支援」と「車両を使用した移動支援」の合計です。

(例)「生活支援」130件と、「車両を使用した移動支援」30件を実施した場合

生活支援:160件 + 車両を使用した移動支援:30件 = 80,000円+492,000円

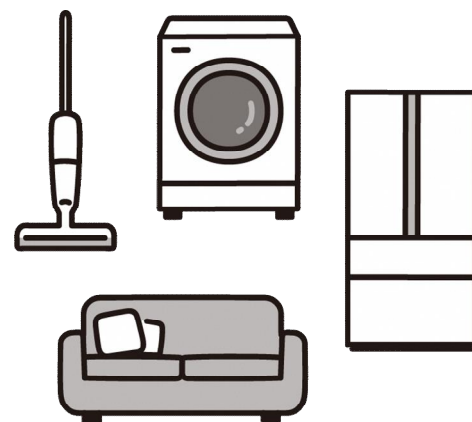
活動区分	補助対象経費	1年度における活動件数	補助上限額
生活支援	○生活支援に係る経費 ・窓口やコーディネート業務に係る人件費 ・通信費 ・消耗品費 ・広報費 ・保険料 (訪問型支えあい活動に係る損害保険に限る。)	20件以上	40,000円
		150件以上	80,000円
車両を使用した移動支援	○車両を利用した場合の経費 ・保険料 (任意自動車保険。ただし、個人所有車両に係るものは除く。) ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・自動車の賃借料(個人所有車両を除く) ・奨励金(1件あたり500円) ※車両をリースする場合は、年間150件以上の活動団体とする。	20件以上	492,000円
		150件以上	1,428,000円

※車両を使用した移動支援に対する補助を申請するための実施結果には、移動支援の利用者数・年齢介護度が必要です。

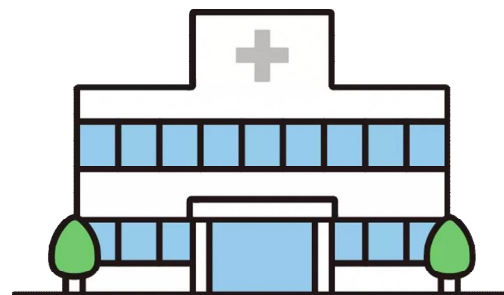
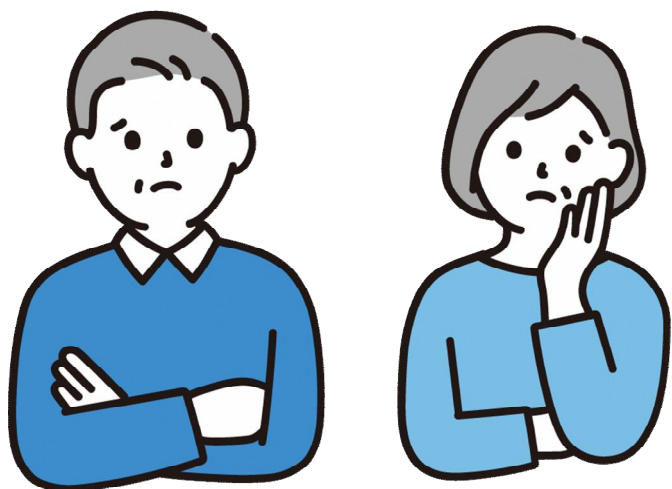
(1) 生活支援としての移動支援

(例)訪問型支えあい活動を1時間
500円の利用料で行っている場合

POINT!
通院や買い物などの
生活支援 + 移動支援



生活支援



+

実費

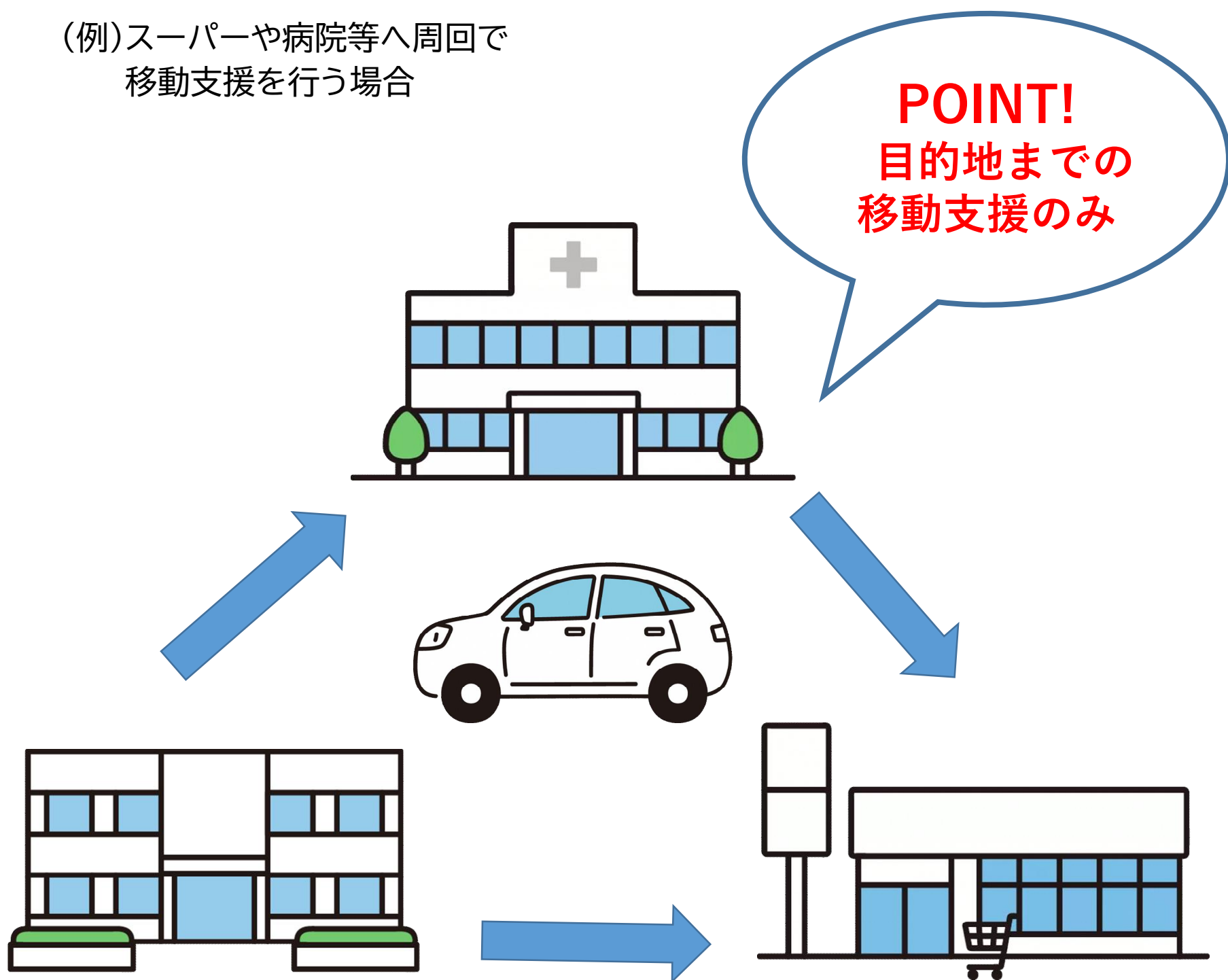
- ・ガソリン等の燃料代
- ・道路通行料
- ・駐車場料金
- ・保険料
- ・車両賃借料



※利用料に差を設けることはできませんが、
車両を使った移動支援は利用料以外に
実費を受け取ることができます。

(2) 目的地までの移動支援

(例)スーパーや病院等へ周回で
移動支援を行う場合



実費

- ・ガソリン等の燃料代
- ・道路通行料
- ・駐車場料金
- ・保険料
- ・車両賃借料

を超えない範囲のみ、徴収できる

※地域の特性や活動内容に合わせて、どちらで行うか、協議が必要です。

(3) 実費とは

① ガソリン代等の燃料費

燃料費＝距離÷燃費(自動車による)×ガソリン単価

② 道路通行料

③ 駐車場代

※個人の通院等で駐車場代がかかる場合は、個人から徴収できる

④ 移動支援のための自動車保険料

⑤ 移動支援を行うために発生した車両賃借料

複数の利用者と分割する場合、その合計が実費額を超えないこと



(4) 移動支援の立ち上げ

本市では、介護保険課と交通政策課が連携し、立ち上げのサポートを行います。

また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等に相談して協力を得ながら「課題把握と検討メンバー集め」、「活動の具体化」、「関係者との協議・調整」、「実施準備」に取り組むことが大事です。

(必ずしも以下の順序で立ち上げなければならないわけではありません。立ち上げる際の参考にしてください。)

①地域の中の移動に関わる困りごとに気づく、協力者を見つけ相談する

②移動に関する課題を把握する、検討メンバーを集める



③住民互助による移動支援を具体化する

④関係者と協議・調整する

⑤活動実施に向けた準備をする



移動支援を開始

(5) 保険

移動・外出支援を始めるうえで、一番心配なことは、「事故、怪我などがあったらどうしよう」だと思います。それは運転を行う活動者はもちろん、利用する人も同じです。万が一に備えて、仕組や保険などが必要です。

① 同意書、申請書などによる合意

- ・移送中、付き添い中の事故や損害について保険以上の責任は負わないこと。

- ・同意書に記入。

※法的な効力はありませんが、お互いの安心のために作成されている事例が多いです。



② 保険



a.全国社会福祉協議会・福祉サービス総合補償
※乗車中以外の乗降時 等

b.兵庫県ボランティア・市民活動災害共済
※乗車中以外の乗降時 等



c.全国社会福祉協議会・送迎サービス補償
※乗車中

d.兵庫県移送サービス交通傷害保険
※乗車中



民間保険会社の**移動支援専用**の保険など

③ 保険で備える

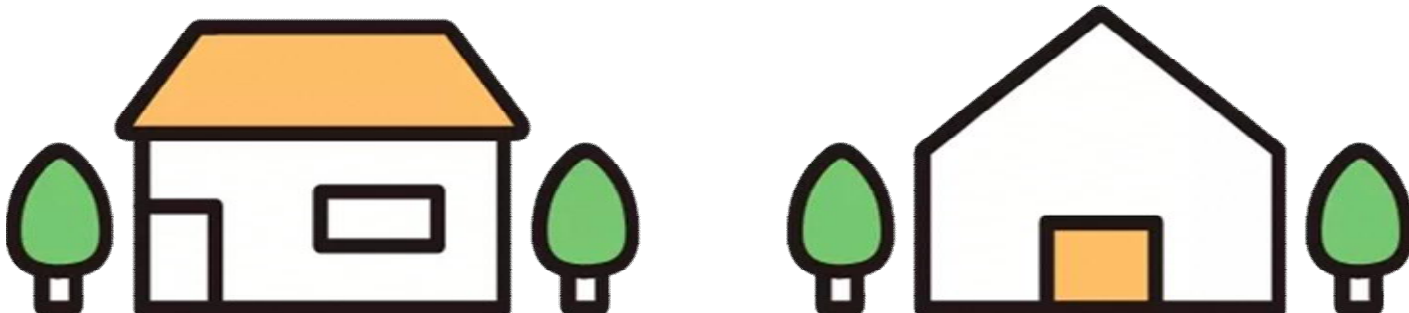
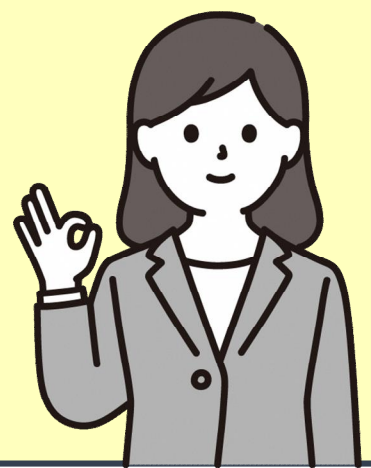
1. 移動支援の活動に必要な保険の考え方

- (1) 乗降時や買い物や通院等、乗降前後への保険(ボランティア活動に対する保険)
- (2) 車両での移動中の保険

2. 車両での移動中に必要な保険

- (1) 自賠責保険
- (2) ボランティアで行う移動支援専用の保険(個人所有車等)
- (3) 団体所有の車両やリース車に対する自動車保険

※生活支援を行わない移動支援においても、乗降時等の保険(ボランティア活動に対する保険)への加入を推奨します。



- ◎ 道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関する
ガイドラインについて(令和6年3月1日)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>



- ◎ 川西市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/res/projects/default_project/page/001/019/227/dai9ki_honsatsu_20240322.pdf



- ◎ 川西市公共交通計画

(本編)

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/res/projects/default_project/page/001/018/567/kawanishishikokyokotsukeikakuhonpen.pdf



(資料編)

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/res/projects/default_project/page/001/018/567/koukyoukotsukeikakusiryouhen.pdf



問い合わせ

- ・訪問型支えあい活動支援事業について
- ・道路運送法や公共交通計画について

介護保険課 072-740-1148
交通政策課 072-740-1180